

項 目 名	特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の縮減・延長		
税目（条文番号）	所得税、法人税		
見 直 し の 内 容	【制度の概要】 個人等の有する土地等で特定住宅被災市町村の区域内にあるものが、平成23年12月14日から令和8年3月31日までの間に、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社に買い取られる場合の譲渡所得の2,000万円特別控除 【見直しの内容】 上記特例について、対象区域を避難解除区域等（※）としたうえで、期限を3年間（令和11年3月31日まで）延長する。 ※「避難解除区域」とは、福島復興特別措置法第4条第4号に規定される区域のことであり、「避難解除区域等」とは、同法第18条第2項第2号に規定される以下記載区域のことである。 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全てまたは一部 【関係条文】 （所得税）租税特別措置法第34条 （法人税）租税特別措置法第65条の3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律：第11条の5第2項、第18条の9第2項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令：第13条の4、第18条の7 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則：第3条の7、第7条		
	平年度の増収見込額	＋5	百万円
	（制度自体の減収額）	（－	百万円）
	（改正増減収額）	（－	百万円）

廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）において、「地震・津波被災地域」における公共インフラ等の整備については、概ね完了したとされているが、「原子力災害被災地域」においては「中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。福島復興・再生に向けた課題を第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。」とされているところである。 収用交換等の5,000万円特別控除の特例等の適用を受けられないが、東日本大震災からの復興を図る事業として復興整備計画等に記載された事業に係る土地等の取得について、本特例によって譲渡者の税負担が軽減され、生活再建支援が図られるとともに、事業協力への誘引及び復興事業の進捗が果たされている。また、代替地提供者についても2,000万円特別控除を受けられるため、復興事業に伴い必要となる代替地の確保にも大きな役割が果たされている。 よって、いまだ震災復興が完全になされていない避難解除区域等において、現段階で本特例を廃止することは適当でなく、本特例の適用期限を3年間延長することにより、東日本大震災からの一層の復興を図るとともに、被災者の生活再建を支援することが必要である。
---	---